

令和元年第9回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和元年10月23日(水)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長	清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣
	委 員	檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子
	委 員	本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長	教育環境調整担当部長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	子ども環境応援担当課長	子どもわくわく課長	
	保育課長	子ども家庭支援センター所長	
	児童相談所開設準備担当副参事		

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	47号	東京都北区立学校の位置変更について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
2	72号	令和2年度北区谷村教育基金活用事業について	了承
3	73号	自閉症・情緒障害特別支援学級の開設・運営に関する検討結果(報告)について	了承
4	74号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和元年第9回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和元年10月23日(水) 13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和元年第9回東京都北区教育委員会臨時会を開会いたします。</p> <p>日程第1、第47号議案「東京都北区立学校の位置変更について」を議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
学校支援課長	教育長
清正教育長	学校支援課長
学校支援課長	<p>それでは、私から第47号議案「東京都北区立学校の位置変更について」説明をいたします。議案書1枚めぐりいただいて、説明欄をごらんください。</p> <p>東京都北区立浮間中学校の位置変更を行うため、本案を提出するものでございます。変更内容ですが、令和2年4月1日に浮間中学校の位置を東京都北区浮間四丁目29番30号から、東京都北区浮間四丁目29番32号に変更するものです。</p> <p>学校の改築が終了して新しい校舎に移ることによる変更になります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認とすることでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	<p>ご異議ないと認め、第47号議案は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に報告事項に移ります。日程第2、第72号議案「令和2年度北区谷村教育基金活用事業について」、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長

それでは、報告第72号でございます。

来年度の谷村教育基金の活用事業についてです。1の概要でございますけれども、谷村教育基金とは、谷村教育基金条例に基づきまして、故谷村はる子氏からの寄付金1億円、それから平成22年に財団法人北区教育会館から7,260万円の寄付をいただき、基金としているものでございます。学校教育、それから生涯学習の振興を図るという目的で備品の購入等に活用をしており、この使途については、審査委員会を開催して、基金活用事業の選定を行っております。今年度につきましても、この8月26日に開催いたしました審査会で審査を行いまして、活用事業を決定いたしました。

2の今年度の応募状況でございますけれども、応募件数13件、総額はお示しのとおり、1,100万円余でございます。

3の審査結果でございますが、採用件数13件応募の全てでございますけれども、各申請内容の精査を行い、内容の一部却下や減額を行ったうえで、採用額868万円となっております。

別添で1枚、A4の横の資料でございますけれども、報告第72号参考資料と左方に書いてあるものでございます。こちらをお願いいたします。表の左から、実施部署とありますのが学校名でございます。それから活用事業名、予算見積額は申請額でございます。それから、採否の結果ですが、例年、全体の金額を1,000万円の範囲内で定めるかたちで審査をしてきたことを踏まえ、今年度も同様の対応としております。備考欄が採択した内容となっております、1番上の西が丘小は、相撲を基盤とした地域の活性化というものでございます。

2番の堀船中から最後の12番までは、いずれも楽器の購入でございます。審査会当日の審査状況をご紹介いたしますと、申請額1,100万円余に対しまして、基金残高自体が887万4,000円ということから、全ての金額を採択できない状況でございましたので、まず、どういった方針で採択するかという方針のご意見をいただきました。ここで、新規あるいは5年程度申請のない学校の申請はできる限り優先させる、また、毎年連続で申請している学校や、前回申請から5年未満の学校につきましても、品目の優先順位をお聞きしてから勘案するというのを主な方針といたしまして、審査をしまいったところでございます。その結果、お示しのと通りの査定額というところになったわけでございますけれども、最後の生涯学習学校地域連携課からの子どもかがやき顕彰は、過去の審査会において、毎年50万円を子どもかがやき顕彰の記念品等の一部に充当することが決定されているため、申請を経ず採用となっております。以上、13件合わせまして、合計868万円ちょうどという査定内容になりました。

最初の資料にお戻りいただきまして、一番下でございます。昨年度の基金残高1,681万4,000円、これが今年及び来年度の事業支出を考慮いたしますと、基金残高が一番下にありまして38万7,000円の残高になるというものでございます。谷村教育基金を活用しての事業は、平成15年から18年間にわたりまして、継続して実施をまいりました。基金残高がなくなるということから、本事業の実施は見直しを求められる状況となっております。一方で、学校にとっては、高価な楽器を購入するための貴重な財源、あるいは学校における特色ある取り組み、これを推進するために

欠くことのできない助成制度というふうを考えてございまして、今後でございますけれども、谷村基金を継続することはできませんが、引き続き何らかの形、例えば一般財源を活用するというような形での学校を支援する方法を考えていきたいというふうにご考えているところでございます。

以上、雑駁ですが説明とさせていただきます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。次に日程第3、報告第73号「自閉症・情緒障害特別支援学級の開設・運営に関する検討結果（報告）」について、事務局から説明をお願いいたします。

教育総合相談センター  
所長

教育長

清正教育長 教育総合相談センター所長

教育総合相談センター  
所長 それでは自閉症・情緒障害特別支援学級の開設・運営に関する検討結果（報告）についてご説明を申し上げます。

報告第73号資料でございます。1枚おめくりをいただきまして、1の要旨でございます。区内初となる自閉症・情緒障害特別支援学級が令和2年4月に王子小学校に開設するのに当たりまして、当センターでは、自閉症・情緒障害特別支援学級運営検討委員会を設置し、別紙参考資料のとおり、委員会において検討結果報告が取りまとめられ、教育委員会に報告がございましたので、報告させていただくものでございます。

2の検討内容と検討結果につきましては、参考資料でポイントとなる箇所に絞ってご説明したいと思っておりますので、そちらの資料をごらんください。

参考資料を1枚おめくりいただきまして、1ページの1、自閉症・情緒障害特別支援学級運営検討委員会の趣旨でございますけれども、北区では、第三次北区特別支援教育推進計画に基づきまして、区内初となる自閉症・情緒障害特別支援学級を令和2年4月に王子小に開設、その後に王子桜中学校に同学級を開設する予定でございますが、開設に際し、本委員会を設置し、対象児童・生徒の目安、教育課程編成方針、学級の基盤整備等、必要な事項の確認、それから検討を行ったものでございます。

2の検討内容、それから3の検討会日程、4の委員名簿についてはお示しのとおりでございます。

次に3ページにお移りをいただきまして、3ページの5、検討結果の検討課題1、入級および対象児童・生徒の目安でございます。

まず（１）対象児童・生徒の基本設定でございますが、四角囲みの①と②のいずれかに該当するものということで、①が文科省の平成２５年１０月の７５６号通知での自閉症者に該当するもの、②が情緒障害者に該当するものでございます。また、入級に際しては、次ページの図２、就学・転学相談の流れでの手続きに基づきまして、審議機関である北区就学支援委員会で判断を受け、保護者と教育委員会との合意形成を経て入級を決定するものでございます。

次に、４ページの（２）対象児童・生徒の考え方でございます。④の学習障害（LD）と注意欠陥多動性障害（ADHD）につきましては、文科省の規定どおり、特別支援教室における巡回指導の対象となっておりますので、特別支援学級での対象とはしないということを明記してございます。

また、その下の選択制かん黙と不登校についてという記載の部分でございますが、いずれも情緒障害の対象とはなり得ますが、意図的にかん黙をしたりですとか、登校を渋って不登校となったりという場合もございますことから、個々の状態に応じて判断していくというふうにしてございます。

次に５ページの（４）北区の定める指導・支援のレベルでございますが、文科省のほうでの多様な学びの考え方ですとか、東京都教育委員会の支援レベルを参考に、表のようにまとめました。上からレベル１とレベル２が通常学級での支援、レベル３が特別支援教室における巡回指導での支援、レベル４が今回の固定学級での支援でございます。

次に、その下の検討課題２、教育課程編成方針でございます。これにつきましては、今後、この学級の開設校において、教育課程編成の作業が進められていく際の指針となるようにということで、小さい文字ですが米印にもございますように、東京都教育委員会が平成２８年度に作成しました教育課程編成のあり方から、重要な箇所を抜粋して検討委員会の中で確認した事項ということで記載をしてございます。

６ページにお移りいただきまして、下の（３）教育課程の構造と内容でございますが、自閉症情緒障害特別支援学級においては、小中学校の教育課程に準じるということで、つまり、原則として同一の教育課程で学ぶということと、それから、自立活動の時間を教育課程に適切に位置づけること、それから、各教科の指導の充実を図ること、それから通常の学級との交流及び共同学習を充実させていくこととしておりまして、７ページの上段で、お示しの３本の柱を基本として教育課程を編成することが重要であるとしてございます。

次に、１０ページでございます。検討課題３にお移りいただきまして、学級の基盤整備でございます。検討委員会では、自閉症・情緒障害特別支援学級の基盤整備を合理的配慮の基礎となる８項目の基礎的環境の整備として捉えまして、その８項目に合わせて、以下、（１）から（８）までの項目ごとに検討したものでございます。

１２ページの（５）施設設備の整備でございますけれども、この中で、王子小における具体的な登下校の動線ということで、王子小と王子桜中でご協議、ご決定いただいたものを参考資料、この資料の中の１８ページの別添資料２として添付してございます。１８ページの別添資料２の正門でございますが、この小中学生が使用する正門から登校いたしまして、矢印の先の中央の小学校出入口となる箇所で通常の学級の児童と同じ場所ということで、靴を履きかえいたしまして、ここから教員の引率で右下のほうの

枠の中の特別支援学級の教室のエリアに移動してまいります。

また、次のページ、19ページの別添資料3をごらんいただきますと、実際の王子小における特別支援学級のエリアの図を元に、教室の利活用の例をお示ししてまいります。

それでは、12ページの(5)にお戻りをいただきまして、学級の名称でございますけれども、学級の名称につきましては、北区の区内の他の特別支援学級と同様に、通常の学級からの通し番号、例えば4組などとするを基本といたしますが、今後設置校の意向についても伺うということにさせていただきます。

次に、13ページの検討課題4、王子桜中学校における開設時期でございます。令和2年度に王子小学校の学級に入級する5年生の児童が令和3年度に中学校に進学する際に、切れ目のない支援を受けられるように特段の配慮を行う必要がある一方で、王子桜中学校におきまして同学級を開設する際の条件整備を進めた上で開設する必要があることから、令和3年度の開設を目指すとして明記した上で、令和2年度に王子桜中学校における同学級の運営検討委員会を設置いたしまして、開設時期について検討委員会で検討し、委員会としての決定を行うとしております。

次に、その他の(1)学級開設に関する保護者等への理解啓発についてですが、学校の教員などに対する学級開設に関する説明会について、既に実施している部分もございりますが、今後も設置校とご相談しながら進めてまいります。

次に、14ページの(2)通常の学級の教員に向けた理解啓発の取組についてですが、お示しのような内容のパンフレットを今後当センターで作成をいたしまして、区立小中学校の全ての教員に配付をしております。

それでは、最後に、教育委員会資料の裏面にお戻りください。今後の予定でございます。11月の定例校園長会で報告をいたしまして、来年3月までお示しのように学級開設についての説明、周知を図ってまいります。来年4月には開級式を予定してございまして、設置校と相談しながら実施を進めてまいります。

説明については以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 説明ありがとうございます。また、ここまで報告をまとめるに当たっての過程では、大変なご苦労があったことと思います。改めて感謝申し上げます。

また、本日の報告ということですので、ここでの意見が何か大きく反映されるということはないのかなと思いつつ、感想として、5点ほど述べさせていただきたいと思っております。

まず、報告書の5ページですけれども、5ページの上段の(3)情緒の安定を図り、

円滑に集団に適応していくということがございますけれども、集団の適応は大前提としてあるのですけれども、集団に適応できなくても、社会生活を進めていくことができるというような状況のお子さんも、こうした対象の中に入るのではないかと考えております。一つの例として、個人情報にもかかわりますので詳しくお伝えできないのですが、中学校の生活を全く学校に行くことができず過ごしたお子さんが、最近、テレビでも報道されるほどプログラミング教育に秀でた力をつけていて、優秀であるということが放映されたものがございました。全く個人的な生活の中で能力を身につけていったわけですが、なおかつ、そのテレビ報道の中で、その場面が大きく取り上げられたとわけではないのですが、異学年の児童生徒たちと一緒に写る中で、小さな子を抱き上げて、画面が見やすくしてあげるというようなことをしているお子さんがいたのですね。私もそのお子さんの性格等をよく分かっているものですから、本来持っている優しさもその中学校3年間の中で、家庭生活の中でも育まれていったことも感じたりしたということがございました。それは単に一例にすぎないのですけれども、集団の適応イコール社会生活ということとはまた違うことだと思いますし、6ページのところにも社会性の学習云々とありますけれども、社会生活が送れるということとはまた一線を画するところがあると思いますので、この集団に適応しという言葉だけにこだわらず、例えば集団に適応したり、社会生活が送れたりするというような形に広げるほうがよいのではないかと思います。

次に、7ページですけれども、自立活動の指導ということでアのところです。その文面の後半、四角囲みの上のところに、最後、主体的に改善克服するために必要な知識という形でありますけれども、主体的に行っていく前に、まずは障害受容ということが大前提としてあって、その上で主体的にということにつながるのだらうと思っております。単に主体的にと一足飛びに行くことが果たして適切なのだらうかということを感じました。

3点目です。これは質問でもあるのですが、9ページの四角囲みの一番下のところです。対象児童生徒や通常の学級への支援を行うとあるのですが、この通常の学級への支援の内容は今後示されるのかもしれないのですけれども、どのようなことを想定されているのか、教えていただきたいと思いました。

次に、10ページですけれども、その他のところに、3点、例としてございます。その3点目の時間割りの設定例としてあるのですが、その文章の一番最後が編成することも有効であるとなっております。例として示している文面の最後が有効であるということが適切なかどうか、この点も疑問に思いました。

最後です。12ページ、6番のところ、専門性のある教員、支援員等の人的配置ということで、大変、素晴らしい内容であると思ったのですが、この中に、包括的に、入っているのだらうと思うのですけれども、やはり、児童・生徒への理解啓発授業そのものを中学校でも同様に位置づけることが大事だらうと思っております。交流事業等との関連もあるとは思いますが、それとは別個に交流事業以前の通常学級への理解啓発事業で、障害の内容に対する理解啓発とともに、情緒の障害等の学級の中ではどのような事業がされていたり、どのような指導がされているのかということを見聞・生徒に伝えることで相互理解も深まりますし、交流をする上でも、ふだんどんな勉強を

しているのかということがわかることが理解への第一歩であると考えます。これは、現在の通級学級等でもしていることですが、その成果等も踏まえて、今後もぜひ取り組んでいていただきたいと考えております。

また、そこに在籍することになる児童・生徒の皆さんにつきましても、守られるべきものということだけではなくて、是々非々で同等の目線で、まさに社会に出ていく上で、守るべきものは守っていくということを身につけていくことも大事なことだと思いますので、相互理解を深めていくうえで、正しい認識というのでしょうか、正しい交流のあり方につなげていくためにも、その大前提として理解・啓発事業の位置づけは大事であると捉えております。以上です。よろしくお願いいたします。

清正教育長 貴重なご意見ありがとうございます。質問が含まれていますので、その部分でもし現時点でわかればお願いします。

教育総合相談センター所長 教育長

清正教育長 教育総合相談センター所長

教育総合相談センター所長 通常の学級への支援の内容につきましては、交流共同学習ということで、共同学習用の講師、区の非常勤講師が補助につきます。通常の学級に行くと、お子さんたちの特性が理解されずに、摩擦が起きるといったことが想定されるため、交流先の通常の学級でも、折を見て情緒学級のお子さんたちはこういう特性があるのではというところを説明していくような、そのような支援も想定しているところでございます。

清正教育長 本間委員

本間委員 そうしますと、今、まさに先ほど私が申し上げました理解啓発事業のようなことも含まれるかと思えます。この報告書を元に、今後いろいろな活動がされていきますので、そういったことであれば、対象児童・生徒への支援とともに通常学級へ何々のような支援を行うという具体例として、その1項目を入れていただくことが大事であると思えました。

以上です。

清正教育長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

渡辺委員 教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員	<p>ご説明ありがとうございました。私は5ページの(4)のところなのですが、東京都教育委員会の発達障害のある児童・生徒の指導・支援の水準を参考になっておりますので、それを受けて、北区がこのように表でレベルという形で示しているのかなとは思いますが、レベルという言葉に違和感を覚えております。</p> <p>先ほどのご説明の中では、発達という言葉を使ってご説明していただけたところで、ほっとするところがありましたが、北区としましては、やはり発達という特性、もしくは発達の個性というところで、このレベルという言葉は削除して、また違った言葉で表示してもらえたらありがたいなと思います。</p> <p>レベルといいますと、今、災害とかも多く、1から幾つという表現が重いと感ぜられるところもありますし、介護等でもレベル、要支援1とか2とかという表現も出てきておりますので、そのような形で受け取られてしまうかなと危惧しております。北区として、レベルを使うのが適正なのかどうかというところを検討していただいて、都に上げていただくくらいのところを検討していただけたら、ありがたいと思います。</p> <p>私の個人的な意見ではございますが、よろしくお願いたします。</p>
清正教育長	何かあれば。教育総合相談センター所長
教育総合相談センター所長	<p>このレベルというのは、東京都の特別支援教室の巡回指導の表で使われている指導・支援のレベル1、2、3というところで、その表になぞって、今回特別支援学級の対象としてのレベル4をつけ加えたというような事情がございます。これは、検討結果報告自体は検討委員会の中でオーソライズされて、ある程度完成を見ているところではあるのですが、教育委員の方からご意見があったということで、もう一度委員会の委員長、それから副委員長に何かいい言葉にかえられないかというようなところを打診してみたいと考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
清正教育長	<p>ほかによろしいでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>それでは、本件についての報告は終了させていただきます。</p> <p>次に日程第4、報告第74号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課	それでは、報告第74号を1枚おめくりください。名義使用承認報告でございます

長

が、今回2件ございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。

1件目、大人と子どものための絵本ファンタジー「おぼけりんご」公益財団法人北区文化振興財団理事長でございます。

2件目が「ふれあいコンサート」。ブルースカイウインドアンサンブル主催でございます。以上2件でございます。事業実績報告につきましては、ございません。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和元年第9回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。